

訪問看護リハビリステーション りくらす

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 リクラスが設置する 訪問看護リハビリステーション りくらす (以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 (以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書 (以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称： 訪問看護リハビリステーション りくらす

(2) 所在地：さいたま市北区日進町 1-508-9 サンシャインシティ-101 号

(職員の職種、員数及び職務内容、勤務体制)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名 (常勤兼務1名)
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：正看護師 3名以上
※常勤換算 2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し (准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士：2名以上
訪問看護 (在宅におけるリハビリテーション) を担当する。

(4) 職員体制

	資格（勤務時間）	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師（9：00～17：00）	1名	名	1名
看護職	正看護師（常勤9：00～17：00）	1名以上	1名以上	2名以上
	准看護師	名	名	名
その他	理学療法士（常勤9：00～17：00）	1名以上	名	1名以上

（営業日及び営業時間等）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。祝日は営業する。
但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し（准看護師を除く）訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 病状・障害の観察
- (3) 診療の補助
- (4) 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (5) リハビリテーションに関すること
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 家族の支援に関すること。 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (8) その他医師の指示による医療行為

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割または2割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 通常業務を行う地域以外に要する交通費については徴収しない。
(通常の事業区域外は1kmにつき100円加算)
- 3 キャンセル料は徴収しない。

(通常業務を実施する地域)

- 第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、さいたま市、上尾市とする。

(相談・苦情対応)

- 第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 家族・介護支援専門員・医療機関への報告、対応を迅速に行います。
サービス提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険のよりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(個人情報の保護)

- 第15条 1 事業者は利用者に対し、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス（平成29年5月30日適用）に基づき、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人の個人情報を厳重に取り扱う。
- 2 利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人は、事業者の営業時間内に利用者に関する実地記録等を閲覧できる。その際に事業者は医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス（平成29年5月30日適用）に基づき対応する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
- (2) 年1回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。
- 4 ディスポーザブルタイプの器材を使用するため、滅菌処理は行わない。
- 5 使用済み医療材料は持ち込まない。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問看護員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、訪問看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(附則)

この規定は、平成28年 8月1日から施行する。

平成29年11月1日から施行する。

平成30年 5月1日から施行する。

令和6年 6月1日から施行する。